

○県内各市町(自治体)の入居資格の状況

(R7.7時点)

資料No. 4

	同居親族要件	福井県	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	南越前町	越前町	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
問1	公営住宅等の入居にあたり、入居資格の各要件の有・無 (有の場合) 上記を規定する根拠条文(条例・規則等)	有	有	有	有	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		福井県営住宅条例	福井市営住宅条例	敦賀市営住宅管理条例	小浜市営住宅管理条例	—	勝山市営住宅管理条例	鯖江市営住宅設置および管理条例	あわら市営住宅条例	越前市営住宅条例	坂井市営住宅条例	永平寺町営住宅条例	南越前町営住宅設置及び管理条例	越前町営住宅条例	美浜町営住宅条例	高浜町町営住宅管理条例	おおい町営住宅の設置及び管理に関する条例	若狭町公営住宅管理条例
問2	緩和要件等がある場合その内容	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、残留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者、犯罪被害者等、北朝鮮拉致被害者	—	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、1級～4級身体障がい者、1級～3級精神障がい者、知的障がい者、生活保護被保護者、配偶者防止法被害者、犯罪被害者、その他	60歳以上の者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護を受けている者、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	単身の要件、60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、原爆被爆者、生活保護者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、残留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者	60歳以上の者、障がい者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護被保護者、在留邦人、海外引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者
	(有の場合) 上記を規定する根拠条文(条例・規則等)	福井県営住宅条例施行規則	福井市営住宅条例施行規則	敦賀市営住宅管理条例施行規則	小浜市営住宅管理条例施行規則	—	勝山市営住宅管理条例施行規則	鯖江市営住宅設置および管理条例施行規則	あわら市営住宅条例施行規則	越前市営住宅条例施行規則	坂井市営住宅条例施行規則	永平寺町営住宅条例施行規則	南越前町営住宅設置及び管理条例施行規則	越前町営住宅条例施行規則	美浜町営住宅条例施行規則	高浜町町営住宅管理条例	おおい町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	若狭町公営住宅管理条例施行規則

連帯保証人要件		福井県	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	南越前町	越前町	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
問1	公営住宅等の入居にあたり、入居資格の各要件の有・無 (有の場合) 上記を規定する根拠条文(条例・規則等)	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		福井県営住宅条例	福井市営住宅条例	敦賀市営住宅管理条例	小浜市営住宅管理条例	大野市営住宅条例施行規則	勝山市営住宅管理条例	鯖江市営住宅設置および管理条例施行規則	あわら市営住宅条例	越前市営住宅条例施行規則	坂井市営住宅条例	永平寺町営住宅条例	南越前町営住宅設置及び管理条例	越前町営住宅条例	美浜町営住宅条例	高浜町町営住宅管理条例	・おおい町営住宅の設置及び管理に関する条例及び施行規則	若狭町公営住宅管理条例
問2	緩和要件等がある場合その内容	被災者で県内に親族がいない者、残留邦人(取扱要領に記載一)60歳以上の者、生活保護被保護者、障がい者、ひとり親世帯、多子世帯、DV被害者、犯罪被害者	60歳以上の者、障がい者、生活保護被保護者、その他特別な事情がある者	・満60歳以上の老人および18歳未満の児童等のみの世帯でかつ親族がない場合 ・入居決定者が最近3月以内の転入者で、連帯保証人を付ける事が困難と認める場合	・満60歳以上の老人および18歳未満の児童等のみの世帯でかつ親族がない場合 ・入居決定者が最近3月以内の転入者で、連帯保証人を付ける事が困難と認める場合	・災害など特別な理由があり、かつ、同居予定者以外に県内に居住する親族がいない場合	・災害その他特別な事情がある場合であって、親族がいない場合。 ・中国残留邦人等又はその親族等である場合	無	市長が、やむを得ない事情があると認めるとき	無	市長が特別な事情があると認めたときは、請書に連帯保証人の署名をしないことができる。	町長が指定する者と家賃に関する保証委託契約(家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。)を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって請書の連帯保証人の連署に代えることができる。	無	無	・満60歳以上及び18歳未満の児童等のみの世帯で、かつ親族がない場合 ・入居決定者が最近3月以内の転入者で、連帯保証人を付ける事が困難と認める場合 ・前2号に掲げる場合のほか、これらに準ずる特別な事情があると町長が認める場合	町長が指定する者と家賃に関する保証委託契約(家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。)を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって請書の保証人の連署に代えることができる。	災害その他特別な事由がある場合	・満60歳以上の老人及び18歳未満の児童等のみの世帯でかつ親族がない場合 ・入居決定者が最近3月以内の転入者で、連帯保証人を付ける事が困難と認める場合
	(有の場合) 上記を規定する根拠条文(条例・規則等)	福井県営住宅条例施行規則	市営住宅連帯保証人免除要綱	敦賀市営住宅管理条例施行規則	小浜市営住宅管理条例施行規則	大野市営住宅条例施行規則	勝山市営住宅管理条例施行規則	—	あわら市営住宅条例	—	坂井市営住宅条例	永平寺町営住宅条例	—	—	美浜町営住宅条例施行規則	高浜町町営住宅管理条例	・おおい町営住宅の設置及び管理に関する条例及び施行規則	若狭町公営住宅管理条例施行規則

[illegible]